

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第17号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、職員の管理職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(職の範囲)

第2条 条例第19条第1項の規則で指定する職は、別表に掲げる職とする。

(支給額)

第3条 管理職手当の月額、職員の給料月額にその者が占める職に対応する別表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(職の範囲及び支給額の特例)

第4条 前2条の規定にかかわらず、職務の特殊性その他の事情により広域連合長が特に必要があると認めるときは、広域連合長が別表に掲げる職以外の職を指定し、その職を占める職員に支給する管理職手当の月額を、当該職を占める職員の給料月額に当該職ごとに広域連合長が定める支給割合を乗じた額とすることができる。

(短時間勤務職員の支給額)

第5条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項又は大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号）第4条各項の規定により採用された職員に支給する管理職手当の月額は、第3条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による額に、大阪府後期高齢者医療区域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に支給する管理職手当の月額は、第3条及び前条の規定にかかわらず、これらの規定による額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(条例附則第2項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 条例附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、

当分の間、同条中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則（令和5年規則第12号）抄
（施行規則）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち令和3年改正法附則第6条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

（改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則第3条第2項の規定を適用する。

別表（第2条—第4条関係）

職	支給割合
事務局長	100分の25
次長	100分の23
課長	100分の20